

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

1



大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団・勝たせる会は、4月1日、地元泉南市の樽井公民館において、原告団総会を開催。総会には、酸素ボンベが手放せない原告や、車いすに乗った原告も参加しました。今回の2陣判決は、国は経済発展

2

を理由に、国民の生命・健康を蔑にすることは許されないと判断し、昭和35年以降の国の責任を国の責任を再び認めました。

この判決は、昨年大阪高裁判決を否定し、それを乗り越えた点で非常に重要な意義があります。

その一方で、泉南地域のアスベスト産業がピークを迎えた昭和47年以降の違法を認めなかったことや、原告らのアスベスト被害の最終的な責任は事業者にあるとして、国の賠償責任を3分の1しか認めなかった点など、不十分な点もあります。

しかし、1陣提訴(平成18年5月26日)以来、すでに7名の原告が石綿肺や肺がんで亡くなり、生存原告の病状の悪化や高齢化が進む中、「命あるうちに解決を」は、原告らの切実な願いです。

そこで、原告らは、国に対し、今回の2陣判決を基準に、泉南アスベスト問題を解決することを求める決議を採択しました。

国に、一日も早く、原告団との話し合いのテーブルに着くべきです。

村山武彦・早稲田大学教授(リスク管理論)

「当時の技術レベル的確に評価した」1960年の旧じん肺法制定時点で排気装置の設置が可能だったとした判断は、当時の技術レベルを的確に評価している。司法の良心に従った判断だ。

一方、「最終的な責任を負うのは企業」としたが、国は石綿の危険性に関し相当程度の情報を持っていたはず。国と企業側の責任を同等とした第1陣訴訟よりは後退した印象で、この点は疑問が残る。(読売3/29付)

森裕之・立命館大学政経学部教授(公共政策)

(2陣判決について) 国の責任が再度、明確になった。労働者の健康を軽視する高裁判決を、完全に否定する判決が出た意味は重い。(第1陣の大阪高裁判決と今回で判断が分かれたポイントについて)

被害の実態をきちんと考慮したということだろう。規制がなければ、事業者が自発的に対策を取るのには難しい。裁判官は、自己責任の論理で貫かれた高裁判決の非現実性を踏まえて判断したのだと

思う(毎日3/29付)

フリージャーナリスト 堤 未果さん

アスベスト訴訟の闘いは、繰り返す気づかせてくれます。私たちが決してあきらめず、関心を持ち続けなければならぬことを。薬害エイズに水俣病、筑豊じん肺にアスベスト。

もうこれ以上、声なき声を葬らせないように。目先の利益のためた、この国の歪んだ歴史に終止符を打つために。

神戸新聞社説(3/29付)

今回の判決は、じん肺や公害による健康被害で、国の不作為責任を認めていた司法判断の流れに沿ったものと言え、国は判決を重く受け止め、何よりも被害者の救済に全力を挙げるべきだ。

……石綿被害をめぐっては各地で集団訴訟が継続中だが、被害者の高齢化も進んでいる。国はいたずらに法廷論争を長引かせてはならない。

命と健康を尊重するという大前提に立ち、一刻も早い解決を目指す。それが最大の責務である。

